

函館工業高等専門学校KOSENコモンズセンター規程

令和5年3月24日

函高専達第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年函高専達第11号)第13条第2項の規定に基づき、本校KOSENコモンズセンター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員と地域企業等との産学連携を通じて地域の産業発展に寄与するとともに、アントレプレナーシップ、STEAM教育及び探究教育を推進するための共創拠点として、本校の教育・研究の一層の発展を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 センターの管理
- 二 地域企業等との産学連携と研究の推進に関すること。
- 三 アントレプレナーシップ教育の推進に関すること。
- 四 STEAM教育の推進に関すること。
- 五 探究教育の推進に関すること。
- 六 オープンファシリティに関すること。

(室)

第4条 センターに、次に掲げる室を置き、各室にそれぞれ室長を置く。

- 一 研究推進室
- 二 アントレプレナーシップ教育推進室
- 三 STEAM教育推進室
- 四 探究推進室

2 第1項各号の運営及び組織等に関する事項は、校長が別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 研究推進室長
- 三 アントレプレナーシップ教育推進室長

- 四 STEAM教育推進室長
- 五 探究推進室長
- 六 総務課長
- 七 学生課長
- 八 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第6条 センター長は、教授のうちから校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(室長)

第7条 室長は、第4条第1項に定める室ごとに、センター長が推薦し、校長が指名する。

- 2 室長は、センター長の命を受け、各室の業務に従事する。
- 3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(センター施設の利用)

第8条 センター施設であるKOSENコモンズ函館の利用に関する事項は、校長が別に定める。

(庶務)

第9条 センターの事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第10条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則(令和5年3月24日函高専達第20号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月24日函高専達第4号)

この規程は、令和6年1月24日から施行する。

附 則(令和6年4月18日函高専達第1号)

この規程は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。